

## 滋賀県の廃棄物処理の現状と課題

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																										
1	一般廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)	<p>○一般廃棄物のごみ総排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度のごみ総排出量は456.6千トンで、平成20年度(475.5千トン)から減少傾向であったが、平成24年度からやや増加傾向にある。(データ集p1◆1-1-1)</li> <li>生活系ごみは、ほぼ横ばいである。</li> <li>事業系ごみは、平成24年度からやや増加している。(データ集p4◆1-1-4)</li> </ul> <p>○1人1日当たりのごみ排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量は、895g/人・日で、近年減少が続いてきたが、平成24年度からはやや増加傾向にある。(データ集p1◆1-1-1)</li> <li>平成25年度実績は、目標値を達成している。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成25年度</th> <th>目標値 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)</td> <td>895 (880)</td> <td>910</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )は総人口に外国人人口を含めた場合の数値</p> <p>○ごみ処理有料化の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集量の76%を占める可燃ごみ処理における有料化の実施率は、生活系ごみ58%、事業系ごみ100%となっている。</li> <li>市町村におけるごみ処理有料化の全国平均実施率(生活系の可燃ごみ)は58%で、滋賀県は同程度である。</li> <li>有料化している市町村における1人1日当たりのごみ排出量は、無料の市町村より低い傾向にある。(データ集p7◆1-1-7)</li> </ul> <p>○レジ袋をはじめとする容器包装の削減推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者・県民団体・県・市町で「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、マイバッグ持参率80%以上を目標にレジ袋無料配布中止を実施。</li> </ul> <p>【協定参加事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年7月</th> <th>平成25年12月</th> <th>平成26年3月</th> <th>平成26年5月</th> <th>平成26年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87.9%</td> <td>88.8%</td> <td>89.2%</td> <td>89.5%</td> <td>89.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○グリーン購入推進団体の支援、グリーン購入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入の実践強化や消費者へのグリーン購入の普及啓発実施</li> </ul>		実績 平成25年度	目標値 平成27年度	達成状況	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	895 (880)	910	○	平成25年7月	平成25年12月	平成26年3月	平成26年5月	平成26年12月	87.9%	88.8%	89.2%	89.5%	89.2%	<p>○人口減少</p> <p>⇒増加を続けてきた滋賀県人口も、H26.10.1時点での推計により減少局面に入ったとみられている。</p> <p>○国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定(H25.5)</p> <p>⇒従来の廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質に着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れている2R(リデュース・リユース)の取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進を新たな柱とした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成32年度目標 (国計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>H12の約25%減 (H12: 1,185g→H32: 約890g)</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ除く)</td> <td>H12の約25%減 (H12: 660g→H32: 約500g)</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量</td> <td>H12の約35%減 (H12: 1,799万t→H32: 約1,170万t)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「第四次滋賀県環境総合計画」の策定(H26.10)</p> <p>※上位計画</p> <p>⇒目指すべき将来の姿を『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造』としている。</p> <p>⇒県民、団体、事業者、地域、行政等の多様な主体が、日常生活や社会経済活動が環境に及ぼす影響を理解し、その上で適切な役割分担のもと、各主体が他人ごとではなく、「自分ごと」として環境課題を捉え実践行動を進める必要があるとしている。</p> <p>⇒廃棄物については、廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進める としている</p> <p>○食品ロス</p> <p>※調理残さ、食べ残し、食品の鮮度低下や腐敗・カビの発生、賞味期限・消費期限経過等の原因により発生する廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国で年間約500～800万tの廃棄が推計されている。</li> <li>第三次循環型社会形成推進基本計画において、取り組むべき課題の一つに位置付けられている。</li> </ul>	指標	平成32年度目標 (国計画)	1人1日当たりのごみ排出量	H12の約25%減 (H12: 1,185g→H32: 約890g)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ除く)	H12の約25%減 (H12: 660g→H32: 約500g)	事業系ごみ排出量	H12の約35%減 (H12: 1,799万t→H32: 約1,170万t)	<p>○目標未達成の市町におけるごみ排出量の減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ総排出量および1人1日当たりのごみ排出量の増減の傾向が市町によって異なっており、平成25年度において6市町が未達成である。(データ集p6◆1-1-6)</li> </ul> <p>○2R(リデュース・リユース)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の第三次廃棄物処理計画および国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」が重要とする2R(リデュース・リユース)のさらなる推進方針の検討が必要。</li> </ul> <p>○ごみ処理有料化の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有料化未導入の市町における有料化の検討。</li> </ul> <p>○事業系ごみの増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年事業系ごみがやや増加している。(データ集p1◆1-1-1、データ集p4◆1-1-4)</li> </ul> <p>○食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の県第三次計画には、食品ロス削減に特化した施策の位置づけがない。県内一部市町は、食育を所管する部署と連携し、啓発等を実施している。</li> <li>本県の現状を示す統計データがなく、現状把握ができていない。</li> </ul> <p>○容器包装のさらなる削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レジ袋削減」の継続した取組の他、容器包装削減推進に向けた新たな取組が必要。</li> </ul> <p>○リユース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の県第三次計画では、リユースを含む3R全体を推進するための取組はあるものの、「リユース」に特化した施策の位置づけがない。</li> <li>リユースの普及拡大に当たっては、消費者の意識変化や市場の拡大が必要。</li> </ul>	<p>○事業系cutさがみはら(相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正により、排出事業者への適切分別・排出の義務化、搬入検査を強化</li> </ul> <p>○「おいしいふくい食べきり運動」(福井県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減の取組として協力店の登録、発生抑制のための啓発、発生源の調査等を実施。</li> </ul> <p>○食べ切り推進協力店の登録・紹介、食品ロス削減レシピ募集(佐賀県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食べ残しを減らす取組を実践する飲食店を「さが食べきり推進協力店」として登録し、県民に紹介。</li> <li>食品ロス削減につながる料理レシピ(調理くずをできるだけ出さない方法)を募集し、アイデアを県民に紹介。</li> </ul> <p>○マイボトル運動(九都泉市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民へのマイボトル利用の呼びかけや、飲食店への協力依頼等を実施(関西広域連合も取組予定)。</li> </ul> <p>○リデュース・リユース活動事例集(富山県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の実態調査を行い、特徴的な取組を事例集、チェックリストをまとめ、2Rを推進。</li> </ul> <p>○環境省「使用済製品等のリユースに関するモデル事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リユースショップと連携した「大学リユース市」事業(八王子市)</li> <li>地域密着型リユース・ライフスタイル普及促進事業(逗子市)</li> <li>たけとよりユースステーション(愛知県武豊町)</li> </ul> <p>○その他のリユース取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大型ごみの家具のリユース」(京都市)</li> <li>※在庫家具の展示販売と未修理家具の格安提供</li> <li>「リユース食器・分別ごみ容器の貸し出し」(千代田区)</li> </ul>
	実績 平成25年度	目標値 平成27年度	達成状況																												
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	895 (880)	910	○																												
平成25年7月	平成25年12月	平成26年3月	平成26年5月	平成26年12月																											
87.9%	88.8%	89.2%	89.5%	89.2%																											
指標	平成32年度目標 (国計画)																														
1人1日当たりのごみ排出量	H12の約25%減 (H12: 1,185g→H32: 約890g)																														
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ除く)	H12の約25%減 (H12: 660g→H32: 約500g)																														
事業系ごみ排出量	H12の約35%減 (H12: 1,799万t→H32: 約1,170万t)																														

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組														
2	一般廃棄物の再生利用(リサイクル)	<p>○再生利用量(資源化量)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の再生利用量は87.0千トンで、平成20年度(94.1千トン)から減少傾向であったが、平成22年度以降は横ばいである。(データ集p8◆1-2-1、p9◆1-2-2)</li> <li>集団回収量および直接資源化量は減少傾向にある。(データ集p8◆1-2-1、p10◆1-2-3)</li> </ul> <p>○資源化の品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の資源化量の品目別の内訳は、紙類が47%を占める。(データ集p11◆1-2-4)</li> <li>紙類や金属類、ガラス類、ペットボトルは、平成18年度以降減少傾向にある。</li> <li>逆に紙製容器包装や白色トレイは近年増加傾向にある。</li> </ul> <p>○再生利用率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の再生利用率は19.1%で、平成19年度(19.9%)をピークに減少傾向にある。(データ集p8◆1-2-1)</li> <li>再生利用率は市町によって異なっており、RDF化が行われている4町では約90%、その他の市町では14%から28%となっている。(データ集p12◆1-2-5)</li> <li>平成25年度実績は参考指標値を達成していない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成25年度</th> <th>目標(参考指標) 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生利用率(%)</td> <td>19.1</td> <td>25.0</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○滋賀県リサイクル製品認定制度等の推進(産廃および一廃共通のリサイクル取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル製品の利用促進を図る制度「滋賀県リサイクル製品認定制度」を推進している。</li> <li>県内排出の廃棄物系バイオマスを、県リサイクル認定製品等として地域に還元させる取組で実績を上げる処理業者に対し、取組を奨励する「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」を創設(H26:3件)。</li> </ul>		実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況	再生利用率(%)	19.1	25.0	×	<p>○集団回収量の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収量は、全国的に市町村の財政難による自治会への補助金削減、自治会構成員数の減少、新聞・雑誌等の紙媒体の減少などにより、減少傾向にあると推測される。</li> </ul> <p>○再生利用量(資源化量)の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の再生利用量(資源化量)の減少は、全国的に以下の要因が推測されている。</li> <li>・ステーションからの持ち去り等。</li> <li>・容器がビン→プラ化、軽量化等により重量ベースでみた場合の資源化量の減少。</li> <li>・回収ルートが多様化(スーパーの店頭回収等)。</li> </ul>	<p>○いわゆる雑紙の分別回収の推進</p> <p>○滋賀県リサイクル認定製品制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品がより活用されるよう認定製品の普及に取り組む必要がある。</li> </ul>	<p>○事業系資源ごみ回収ボックス設置補助制度(札幌市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業系資源ごみの保管・拠点回収用の回収ボックスを常設する団体に設置費用を補助(対象:商店街振興組合、商工会、事業協同組合等)</li> </ul>						
	実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況																
再生利用率(%)	19.1	25.0	×																
3	一般廃棄物の最終処分	<p>○最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度最終処分量は50千トンで、近年鈍化しているが、概ね減少傾向にある。(データ集p13◆1-3-1)</li> <li>最終処分量のうち直接埋立量が15%を占めており、平成20年度以降、横ばいとなっている。</li> <li>直接埋立量は、3市(大津市、彦根市、高島市)で県全体の65%を占めるが、このうち1市(高島市)においては、最終処分量に対する直接埋立量の割合が50%超となっている(全国平均は13%)。(データ集p15◆1-3-3)</li> <li>全国平均の直接埋立量は13%</li> </ul> <p>○1人1日当たりの最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の1人1日当たりの最終処分量は96g/人・日で、近年鈍化しているが減少傾向である。(データ集p13◆1-3-1、p18◆1-3-6)</li> <li>平成25年度実績では目標値を達成していないが、このままの推移で減少した場合、目標値は達成の見込み。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成25年度</th> <th>目標値 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)</td> <td>96</td> <td>95</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内には、最終処分場は16施設あり、残余容量は394千m<sup>3</sup>(平成25年度末)。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設数</th> <th>全体埋立容量</th> <th>残余容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>1,878千m<sup>3</sup></td> <td>394千m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の最終処分量約50千tのうち約5割となる約27千tを大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入している。</li> </ul>		実績 平成25年度	目標値 平成27年度	達成状況	1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	96	95	×	施設数	全体埋立容量	残余容量	16	1,878千m <sup>3</sup>	394千m <sup>3</sup>	<p>○大阪湾フェニックス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾フェニックス計画の現行計画は基本計画の埋立期間・廃棄物の種類・量等の変更により、平成39年度まで延長された。</li> <li>次期計画について、大阪湾広域臨海環境整備センターおよび大阪湾広域処理場整備促進協議会で検討中である。</li> </ul>	<p>○直接埋立率の高い市町における最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に直接埋立量が多い市町および直接埋立率の高い市町における最終処分量の削減に向けた取組の必要性。</li> </ul>	
	実績 平成25年度	目標値 平成27年度	達成状況																
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	96	95	×																
施設数	全体埋立容量	残余容量																	
16	1,878千m <sup>3</sup>	394千m <sup>3</sup>																	

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																				
4	一般廃棄物の適正処理	<p>○ごみ焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働中の焼却施設は11施設あるが、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い。(平成26年12月末現在)</li> <li>・余熱利用率(ごみ焼却処理量のうち発電または温水・蒸気利用している施設での焼却量の割合)66%で全国平均92%を大きく下回っている。(データ集p19◆1-4-1)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理能力別</th> <th>炉型式別</th> <th>稼働年数別</th> <th>余熱利用別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100t/日以上</td> <td>6</td> <td>全連続</td> <td>8</td> <td>10年以下</td> <td>1</td> <td>発電</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50～100t/日</td> <td>5</td> <td>準連続</td> <td>2</td> <td>10～20年</td> <td>5</td> <td>温水・蒸気</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>50t/日未満</td> <td>0</td> <td>バッチ</td> <td>1</td> <td>20年以上</td> <td>5</td> <td>未利用</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>計</td> <td>11</td> <td>計</td> <td>11</td> <td>計</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>○滋賀県一般廃棄物処理広域化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同計画では、県域を7ブロックに分け、施設の集約を行い、9施設(大津・志賀と湖南は各2施設)にするとされた。現状では大津・志賀地域、甲賀地域、湖西地域が計画どおり集約化が進んでおり、今後、湖東地域で一部事務組合により広域化施設の建設が検討中である。</li> </ul> <p>○循環型社会形成推進地域計画(地域計画)の策定に関する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設等の整備にあたっては、市町等に対して、「地域計画」の策定に関する助言を行っている。</li> <li>・H25は6地域、H26は6地域の地域計画の新規作成、時点修正および変更等に関する助言を実施。</li> </ul> <p>○滋賀県廃棄物適正管理協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町・一部事務組合・県が廃棄物の適正な処理等を図り、地域住民の生活環境の向上に寄与することを目的とした協議会を運営している。</li> <li>・協議会では、本県における廃棄物処理に係る諸課題について情報交換等を実施している(H26は、災害廃棄物処理の相互協定、小型家電リサイクル法の状況、一般廃棄物の区域外収集等について意見交換等を実施)</li> </ul>	処理能力別	炉型式別	稼働年数別	余熱利用別	100t/日以上	6	全連続	8	10年以下	1	発電	1	50～100t/日	5	準連続	2	10～20年	5	温水・蒸気	6	50t/日未満	0	バッチ	1	20年以上	5	未利用	4	計	11	計	11	計	11	計	11	<p>○廃棄物処理施設整備に係る国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「廃棄物処理施設整備計画」(H25.5)では、従来の地球温暖化防止に加えて、「廃棄物処理施設の創エネルギー化」の観点が増え、今後のエネルギー・環境政策における廃棄物処理施設のエネルギー供給施設としての役割が期待されるようになった。</li> <li>・また、廃棄物処理施設整備に係る国の支援制度(循環型社会形成推進交付金)においても、エネルギー回収の効率化等と併せて施設の災害対策が要件化(1/2補助)された。</li> <li>・また、東日本大震災の経験を受けて、廃棄物処理施設の災害対策の強化が謳われ、地域の防災拠点としての役割が期待されるようになった。</li> </ul> <p>○大阪湾フェニックス計画の次期計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画はH39までのため、大阪湾広域臨海環境整備センターおよび大阪湾広域処理場整備促進協議会で次期計画を検討中。</li> <li>・国は必要性の明確化と他地域に比べて遅れている3R取組の促進を課題としており、圏域が一丸となった取組が求められている。</li> </ul>	<p>○処理施設の高度化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や状況に応じて、ごみ焼却施設の創エネルギー機能の強化の検討が必要。</li> <li>・施設整備の際には、今後想定される巨大地震等に備えた防災拠点としての役割および地球温暖化対策も考慮した施設整備を検討する必要がある。</li> <li>・長寿命化対策によって施設の延命化やコスト面でのメリットが期待できる施設については、長寿命化対策が有効。</li> </ul> <p>○処理施設の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン対策、サーマルリサイクル、施設維持管理コスト削減などの面では、広域化にはメリットがあると考えられる。</li> <li>・本県では市町村合併も踏まえて一定の集約化が進んだところであるが、既存の市町の区域を越えたさらなる集約化については、地元調整のハードルが高いと考えられる。</li> </ul>	
処理能力別	炉型式別	稼働年数別	余熱利用別																																						
100t/日以上	6	全連続	8	10年以下	1	発電	1																																		
50～100t/日	5	準連続	2	10～20年	5	温水・蒸気	6																																		
50t/日未満	0	バッチ	1	20年以上	5	未利用	4																																		
計	11	計	11	計	11	計	11																																		
5	災害廃棄物対策	<p>○「災害廃棄物広域認定処理調整マニュアル」等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の関係機関との連絡体制の確立、市町からの情報収集や広域体制支援要請の把握など、県職員が災害廃棄物の広域処理調整を行う際に必要な業務を整理した「災害廃棄物広域認定処理調整マニュアル」をH25.3に策定した。</li> <li>・市町の基本的な調整業務をまとめた「市町災害廃棄物広域処理調整モデルマニュアル」も併せて策定。</li> </ul> <p>○広域的対応を要する巨大災害に備えた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26から、都道府県域を越える広域的対応を要する巨大災害への備えとして、近畿地方環境事務所が主催する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画し、災害廃棄物に係る対策スキームについて協議</li> <li>・H25.8に、災害発生時に災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的として、県と(一社)滋賀県産業廃棄物協会の間で「災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結</li> <li>・滋賀県廃棄物適正管理協議会において、災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定の締結について協議中。</li> </ul>	<p>○国の「災害廃棄物対策指針」の策定 ※H26.3</p> <p>⇒東日本大震災および近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得られた様々な経験や知見を踏まえた災害廃棄物への対策指針が策定。</p> <p>○廃棄物処理法等改正 ※H27.3閣議決定</p> <p>⇒①国・都道府県・市町村・民間事業者の適正な役割分担、②国・都道府県は、平時から廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること、③災害発生時の施設の新設や活用に係る特例措置 などを内容とした法改正が予定(H27.3閣議決定)</p> <p>⇒関係政省令改正がパブリックコメント中(H27.5～)。</p> <p>都道府県廃棄物処理計画に</p> <p>「非常災害時においても廃棄物の減量その他の適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項」、</p> <p>「非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」、</p> <p>「産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項」</p> <p>を定めること等が定められる見込み。</p>	<p>○災害廃棄物処理に係る対応方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の災害廃棄物対策指針や法改正等を踏まえて、災害廃棄物処理に係る対応方針の検討が必要。</li> </ul>	<p>○「災害廃棄物処理計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県・三重県・高知県等で「災害廃棄物処理計画」を策定。</li> <li>・地域防災計画に内包されているものとして、策定しない県もあり。</li> </ul>																																				

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																												
6	生活排水対策	<p>○県污水処理施設整備構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.3改正の『県污水処理施設整備構想2010』に基づき、下水道・浄化槽の施設整備を推進。</li> <li>・本県では、毎年、前年度末(3月31日)時点の下水道の普及状況を公表。H25末の本県の下水道普及率は、H24末と比較して0.6%上昇し、87.9%。</li> <li>・人口ベースで見るとH25の1年間に約7,800人の県民が新たに下水道を使用可能となった。全国の普及状況と比較すると、本県はH12末に全国平均を上回り、H25末現在で全国7位。</li> <li>・家庭からの生活排水などの污水を処理する施設には、下水道以外にも農業集落排水施設や林業集落排水施設、合併処理浄化槽等があるが、各污水処理施設の特性を生かして効果的・効率的な整備を図っており、H25末における本県の『污水処理人口普及率』は98.2%となり、全国第3位。</li> </ul> <p>○し尿処理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿は、し尿処理施設、下水道または浄化槽により処理されており、平成25年度の水洗化率は94.9%(データ集p19◆1-5-1)。全国平均93.5%を上回る状況。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>水洗化率</td> <td>94.9%</td> </tr> <tr> <td>  公共下水道水洗化率</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>  浄化槽水洗化率</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>非水洗化率</td> <td>5.1%</td> </tr> </table> <p>○し尿処理施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設は10施設あり、これらの処理能力の合計は1,195kl/日となっている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理能力別</th> <th>稼働年数別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100kl/日以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>50～100kl/日未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>50kl/日未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>稼働年数別</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10～20年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	水洗化率	94.9%	公共下水道水洗化率	80.5%	浄化槽水洗化率	14.4%	非水洗化率	5.1%	処理能力別	稼働年数別	100kl/日以上	5	50～100kl/日未満	4	50kl/日未満	1	計	10	稼働年数別	施設数	10年以下	2	10～20年	2	20年以上	6	計	10	<p>○「持続的な污水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.1に国土交通省、農林水産省、環境省の合同による「持続的な污水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定され、「県污水処理施設整備構想2010」の見直しが求められている。</li> </ul> <p>○し尿の処理量の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道等による処理の進展に伴い、し尿の処理量が減少。</li> </ul> <p>【し尿処理状況】(単位:千kl)</p>	<p>○県污水処理施設整備構想の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県污水処理施設整備構想」の見直しが必要。</li> <li>・人口減少・財政状況の悪化など社会情勢の変化を踏まえた污水処理施設整備のあり方の検討が必要。</li> </ul> <p>○し尿処理施設のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の処理量の減少を踏まえたし尿処理施設のあり方の検討が必要。</li> </ul>	<p>○「第三次愛媛県全域下水道化基本構想」(H25.3)</p> <p>&lt;導入の背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町、県民の果たすべき役割を示すことにより、相互の協力体制を形成し、生活排水処理を効率的に推進。</li> </ul> <p>&lt;特徴となる施設あるいは導入システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県構想に、県及び市町のみならず、県民の役割についても図化した形で見やすく表現することにより、それぞれの果たすべき役割の理解を図り、生活排水処理の効率的な推進に向けた取組を実施。</li> </ul> <p>&lt;導入効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の役割分担を視覚的に整理することで、特に県民に対し、構想の内容について理解を促す効果がある。</li> </ul>
水洗化率	94.9%																																
公共下水道水洗化率	80.5%																																
浄化槽水洗化率	14.4%																																
非水洗化率	5.1%																																
処理能力別	稼働年数別																																
100kl/日以上	5																																
50～100kl/日未満	4																																
50kl/日未満	1																																
計	10																																
稼働年数別	施設数																																
10年以下	2																																
10～20年	2																																
20年以上	6																																
計	10																																

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																																																																																																																																				
7	産業廃棄物の発生抑制	<p>○総排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の総排出量は3,670千トンで、平成20年度(3,891千トン)より減少したが近年横ばいである。(データ集p20◆2-1-1)</li> <li>総排出量を業種別にみると、建設業が32%、水道業(下水道業を含む)が27%、製造業が21%等となっている。</li> <li>総排出量を種類別にみると、汚泥が51%、がれき類が27%を占めている。</li> <li>建設業においては、平成23年度よりやや増加傾向となっており、これに伴いがれき類が増加となっている。</li> <li>平成25年度実績は、参考指標値を達成。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成25年度</th> <th>目標(参考指標) 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量(千トン)</td> <td>3,670</td> <td>3,940</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○多量排出事業者への指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者から提出の産業廃棄物処理計画書のHP公表</li> </ul> <p>○産業廃棄物発生抑制・資源化に係る研究開発および施設整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物減量化支援事業費補助金(H26:2事業者に補助)</li> </ul>		実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況	総排出量(千トン)	3,670	3,940	○	<p>○景気動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内総生産は平成20年度と比較して、建設業が減少、製造業が増加している。</li> <li>建築物の除却建築物と着工建築物は、平成23年度まで減少したが、平成25年度は平成23年度の水準を上回っている。</li> <li>公共投資は、平成20年度と比較して平成24年度まで減少していたが、平成25年度には大きく増加している。</li> <li>県内製造業の事業所数および製造品出荷額等は、年度より変動はあるが、平成20年度と比較すると減少している。</li> <li>県内総生産当たりの総排出量は、平成20年度と比較して、建設業が増加し、製造業が減少している。</li> <li>建設業の排出量動向は、全国値でも同様の傾向。(データ集p21◆2-1-2)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総排出量(千t)</td> <td>建設業</td> <td>1,027</td> <td>1,030</td> <td>907</td> <td>1,127</td> <td>1,064</td> <td>1,184</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,070</td> <td>1,041</td> <td>1,033</td> <td>917</td> <td>835</td> <td>771</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県内総生産(百万円)</td> <td>建設業</td> <td>290,929</td> <td>252,214</td> <td>256,282</td> <td>245,617</td> <td>243,625</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>2,595,796</td> <td>2,392,362</td> <td>2,727,485</td> <td>2,783,108</td> <td>2,661,666</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県内総生産当たりの総排出量(t/百万円)</td> <td>建設業</td> <td>3.53</td> <td>4.08</td> <td>3.54</td> <td>4.59</td> <td>4.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>0.41</td> <td>0.44</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>建築物の動態 (単位:床面積(m<sup>2</sup>))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除却建築物</td> <td>347,010</td> <td>308,387</td> <td>493,826</td> <td>257,005</td> <td>347,050</td> <td>335,328</td> </tr> <tr> <td>着工建築物</td> <td>2,300,678</td> <td>1,575,906</td> <td>1,607,224</td> <td>1,561,334</td> <td>1,712,366</td> <td>1,938,515</td> </tr> </tbody> </table>			H20	H21	H22	H23	H24	H25	総排出量(千t)	建設業	1,027	1,030	907	1,127	1,064	1,184	製造業	1,070	1,041	1,033	917	835	771	県内総生産(百万円)	建設業	290,929	252,214	256,282	245,617	243,625		製造業	2,595,796	2,392,362	2,727,485	2,783,108	2,661,666		県内総生産当たりの総排出量(t/百万円)	建設業	3.53	4.08	3.54	4.59	4.37		製造業	0.41	0.44	0.38	0.33	0.31			H20	H21	H22	H23	H24	H25	除却建築物	347,010	308,387	493,826	257,005	347,050	335,328	着工建築物	2,300,678	1,575,906	1,607,224	1,561,334	1,712,366	1,938,515	<p>○発生抑制の取組継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量は減少してきたが、引き続き発生抑制が求められる。</li> </ul> <p>製造業の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(従業者4人以上) (単位:人)</td> <td>3,321</td> <td>2,976</td> <td>2,873</td> <td>3,062</td> <td>2,822</td> <td>2,804</td> </tr> <tr> <td>製造品出荷額等 (単位:百万円)</td> <td>7,464,733</td> <td>6,115,968</td> <td>6,574,132</td> <td>6,515,559</td> <td>6,291,238</td> <td>6,435,202</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共投資の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前金保証実績(百万円)</td> <td>121,600</td> <td>104,300</td> <td>97,609</td> <td>102,271</td> <td>97,176</td> <td>128,775</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内訳</td> <td>土木</td> <td>55,885</td> <td>50,613</td> <td>45,456</td> <td>65,534</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築</td> <td>22,500</td> <td>29,431</td> <td>32,613</td> <td>32,352</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>7,763</td> <td>8,253</td> <td>9,305</td> <td>9,985</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管</td> <td>7,005</td> <td>8,152</td> <td>5,225</td> <td>8,945</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,453</td> <td>5,820</td> <td>4,575</td> <td>11,956</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	事業所数(従業者4人以上) (単位:人)	3,321	2,976	2,873	3,062	2,822	2,804	製造品出荷額等 (単位:百万円)	7,464,733	6,115,968	6,574,132	6,515,559	6,291,238	6,435,202		H20	H21	H22	H23	H24	H25	前金保証実績(百万円)	121,600	104,300	97,609	102,271	97,176	128,775	内訳	土木	55,885	50,613	45,456	65,534		建築	22,500	29,431	32,613	32,352		電気	7,763	8,253	9,305	9,985		管	7,005	8,152	5,225	8,945		その他	4,453	5,820	4,575	11,956		
	実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況																																																																																																																																																						
総排出量(千トン)	3,670	3,940	○																																																																																																																																																						
		H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																		
総排出量(千t)	建設業	1,027	1,030	907	1,127	1,064	1,184																																																																																																																																																		
	製造業	1,070	1,041	1,033	917	835	771																																																																																																																																																		
県内総生産(百万円)	建設業	290,929	252,214	256,282	245,617	243,625																																																																																																																																																			
	製造業	2,595,796	2,392,362	2,727,485	2,783,108	2,661,666																																																																																																																																																			
県内総生産当たりの総排出量(t/百万円)	建設業	3.53	4.08	3.54	4.59	4.37																																																																																																																																																			
	製造業	0.41	0.44	0.38	0.33	0.31																																																																																																																																																			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																			
除却建築物	347,010	308,387	493,826	257,005	347,050	335,328																																																																																																																																																			
着工建築物	2,300,678	1,575,906	1,607,224	1,561,334	1,712,366	1,938,515																																																																																																																																																			
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																			
事業所数(従業者4人以上) (単位:人)	3,321	2,976	2,873	3,062	2,822	2,804																																																																																																																																																			
製造品出荷額等 (単位:百万円)	7,464,733	6,115,968	6,574,132	6,515,559	6,291,238	6,435,202																																																																																																																																																			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																			
前金保証実績(百万円)	121,600	104,300	97,609	102,271	97,176	128,775																																																																																																																																																			
内訳	土木	55,885	50,613	45,456	65,534																																																																																																																																																				
	建築	22,500	29,431	32,613	32,352																																																																																																																																																				
	電気	7,763	8,253	9,305	9,985																																																																																																																																																				
	管	7,005	8,152	5,225	8,945																																																																																																																																																				
	その他	4,453	5,820	4,575	11,956																																																																																																																																																				
8	産業廃棄物の再生利用	<p>○再生利用量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の再生利用量は1,854千トンで、平成20年度(1,791千トン)から増加。(データ集p22◆2-2-1)</li> </ul> <p>○再生利用率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の再生利用率は49%で、平成20年度(46%)からやや増加。(データ集p23◆2-2-2)</li> <li>再生利用率の高い、建設業から排出するがれき類の増加が寄与。</li> <li>平成25年度実績は、参考指標値を達成。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成25年度</th> <th>目標(参考指標) 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生利用率(%)</td> <td>49</td> <td>46</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○(再掲)産業廃棄物発生抑制・資源化に係る研究開発および施設整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物減量化支援事業費補助金(H26:2事業者に補助)</li> </ul> <p>○(再掲)滋賀県リサイクル製品認定制度等の推進(産廃および一廃)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2のとおり</li> </ul>		実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況	再生利用率(%)	49	46	○		<p>○再生利用の取組継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき類および廃プラスチック再生利用率は高いが、最終処分量に占める割合も大きいことから、排出段階における分別の推進が必要。</li> </ul> <p>○滋賀県リサイクル認定製品制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品がより活用されるよう認定製品の普及に取り組む必要がある。</li> </ul>																																																																																																																																													
	実績 平成25年度	目標(参考指標) 平成27年度	達成状況																																																																																																																																																						
再生利用率(%)	49	46	○																																																																																																																																																						
9	産業廃棄物の最終処分	<p>○最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度最終処分量は85千トンで、平成20年度(112千トン)から減少となった。(データ集p24◆2-3-1)</li> <li>最終処分量のうち、がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の3種類で64%を占めている。</li> <li>平成24年度実績は、目標値を達成。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 平成24年度</th> <th>目標値 平成27年度</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分量(千トン)</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量約85千tの約3割となる約27千tがクリーンセンター滋賀に搬入されている</li> </ul> <p>○最終処分率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度最終処分率は2%で、平成20年度(3%)から減少。(データ集p25◆2-3-2)</li> </ul> <p>※最終処分量等に係る平成25年度実績は精査中</p>		実績 平成24年度	目標値 平成27年度	達成状況	最終処分量(千トン)	85	100	○	<p>○製造業における最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度以降減少が進んでいるが、製造業において、汚泥及び廃プラスチック類等の再生利用への転換が進んでいるものと推測される。</li> </ul> <p>○クリーンセンター滋賀の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県環境事業公社が県の公共関与のもとで県下唯一の産業廃棄物管理型最終処分場を設置・運営。(H20.10~)</li> <li>受入廃棄物量の増加を踏まえて平成24年度から平成25年度にかけて拡張工事(第2期工事)を実施したところであるが、平成26年度に想定以上に受入廃棄物量が増加し、受入容量の逼迫が懸念される状況。</li> </ul>	<p>○最終処分量抑制の取組継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標は達成しているが、引き続き最終処分量の抑制が必要。</li> </ul>																																																																																																																																													
	実績 平成24年度	目標値 平成27年度	達成状況																																																																																																																																																						
最終処分量(千トン)	85	100	○																																																																																																																																																						

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																																																																																															
10	産業廃棄物の処理施設	<p>○中間処理施設 ・産業廃棄物の中間処理施設は、平成25年度末で124施設が設置されており、木くず又ははがれき類の破砕施設が多い。(データ集p26◆2-4-1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="2">施設数</th> <th colspan="2">処理能力(区分ごとの合計)</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th>単位</th> <th>H25</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">焼却施設</td> <td>汚泥の焼却施設</td> <td>3</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>廃油の焼却施設</td> <td>2</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>125.3</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチックの焼却施設</td> <td>6</td> <td>(t/日)</td> <td>57.7</td> </tr> <tr> <td>他の焼却施設</td> <td>6</td> <td>(t/日)</td> <td>165.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>29</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>1,442.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>2</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>79.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>7</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>876.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリの中和施設</td> <td>2</td> <td>(m<sup>3</sup>/日)</td> <td>168.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の破砕施設</td> <td>24</td> <td>(t/日)</td> <td>1,960.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木くずまたははがれき類の破砕施設</td> <td>60</td> <td>(t/日)</td> <td>28,232.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○最終処分場 ・県内の最終処分場は、平成25年度末で管理型産業廃棄物最終処分場が1施設、安定型産業廃棄物最終処分場が8施設。(データ集p26◆2-4-2) ・最終処分場の残余容量は、管理型が1,032,938m<sup>3</sup>、安定型が69,902m<sup>3</sup> となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">管理型</th> <th colspan="2">安定型</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th></th> <th>H25</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自社処分場</td> <td>施設数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残容積(m<sup>3</sup>)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理業者</td> <td>施設数</td> <td>0</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残容積(m<sup>3</sup>)</td> <td>0</td> <td>50,652</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共</td> <td>施設数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残容積(m<sup>3</sup>)</td> <td>1,032,938</td> <td>19,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>施設数</td> <td>1</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残容積(m<sup>3</sup>)</td> <td>1,032,938</td> <td>69,902</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類の	施設数		処理能力(区分ごとの合計)		H25	単位	H25		焼却施設	汚泥の焼却施設	3	(m <sup>3</sup> /日)	30.6	廃油の焼却施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	125.3	廃プラスチックの焼却施設	6	(t/日)	57.7	他の焼却施設	6	(t/日)	165.6	合計	17		-		汚泥の脱水施設	29	(m <sup>3</sup> /日)	1,442.5		汚泥の乾燥施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	79.0		廃油の油水分離施設	7	(m <sup>3</sup> /日)	876.2		廃酸・廃アルカリの中和施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	168.0		廃プラスチック類の破砕施設	24	(t/日)	1,960.7		木くずまたははがれき類の破砕施設	60	(t/日)	28,232.2		合計	124		-		区分	管理型		安定型		H25		H25		自社処分場	施設数	0	1		残容積(m <sup>3</sup> )	0	0		処理業者	施設数	0	6		残容積(m <sup>3</sup> )	0	50,652		公共	施設数	1	1		残容積(m <sup>3</sup> )	1,032,938	19,250		合計	施設数	1	8		残容積(m <sup>3</sup> )	1,032,938	69,902		<p>○(再掲)クリーンセンター滋賀の運営 ・9のとおり。</p>	<p>○公共関与による最終処分場のあり方 ・県内発生廃棄物の県内処理において公社(クリーンセンター滋賀)など公共関与による最終処分場の今後のあり方の検討が必要。</p>	
施設の種類の	施設数			処理能力(区分ごとの合計)																																																																																																																
	H25	単位	H25																																																																																																																	
焼却施設	汚泥の焼却施設	3	(m <sup>3</sup> /日)	30.6																																																																																																																
	廃油の焼却施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	125.3																																																																																																																
	廃プラスチックの焼却施設	6	(t/日)	57.7																																																																																																																
	他の焼却施設	6	(t/日)	165.6																																																																																																																
合計	17		-																																																																																																																	
汚泥の脱水施設	29	(m <sup>3</sup> /日)	1,442.5																																																																																																																	
汚泥の乾燥施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	79.0																																																																																																																	
廃油の油水分離施設	7	(m <sup>3</sup> /日)	876.2																																																																																																																	
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	(m <sup>3</sup> /日)	168.0																																																																																																																	
廃プラスチック類の破砕施設	24	(t/日)	1,960.7																																																																																																																	
木くずまたははがれき類の破砕施設	60	(t/日)	28,232.2																																																																																																																	
合計	124		-																																																																																																																	
区分	管理型		安定型																																																																																																																	
	H25		H25																																																																																																																	
自社処分場	施設数	0	1																																																																																																																	
	残容積(m <sup>3</sup> )	0	0																																																																																																																	
処理業者	施設数	0	6																																																																																																																	
	残容積(m <sup>3</sup> )	0	50,652																																																																																																																	
公共	施設数	1	1																																																																																																																	
	残容積(m <sup>3</sup> )	1,032,938	19,250																																																																																																																	
合計	施設数	1	8																																																																																																																	
	残容積(m <sup>3</sup> )	1,032,938	69,902																																																																																																																	
11	廃棄物処理の監視指導 (処理施設設置に係る事前協議・立入検査)	<p>○適正処理推進要綱に基づく処理施設設置に係る事前協議・立入検査 ・本県では、県民の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とした「県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を定め、産業廃棄物の処理施設の設置等をしようとする事業者に対し事前協議の実施を義務付けている。 ・特に、生活環境影響調査の計画や結果は、滋賀県廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会における循環社会推進課および各環境事務所による意見交換や、外部の有識者により構成する専門員会議において専門家からの意見および助言を得る等により、適切な指導を実施。 ・当該要綱に基づき年度ごとに立入検査方針を策定し、重点的に検査を行う事項を定める等により、県内のすべての産業廃棄物処理施設に対し計画的に立入検査を実施し、的確な監視指導を実施。(目標:100%)</p> <p>立入検査実施率 H23:99.7%(立入対象施設数:382/383施設) H24:100%(同:391/391施設) H25:100%(同:398/398施設) H26:100%(同:401/401施設)</p>		<p>○適正処理推進要綱の適正な運用 ・引き続き要綱の適正な運用が必要</p>																																																																																																																
12	廃棄物処理の監視指導 (PCB)	<p>○PCB特別措置法に基づく保管事業者に対する適正保管指導等 ・PCB廃棄物保管事業者に対して保管状況の立入検査等を実施(合計574事業場) ・高圧トランスやコンデンサは、PCB廃棄物保管量がH23以降減少傾向にあり、適正な処理が推進される傾向にあるが、法に基づく届出を行っていない事業者もあり、全体数は必ずしも把握できていない(一部処理が始まっていない安定器等については保管量は横ばいもしくは増加)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">PCB廃棄物保管事業場への立入り状況(件)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>南部</th> <th>東近江</th> <th>甲賀</th> <th>湖東</th> <th>湖北</th> <th>高島</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>33</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>37</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>34</td> <td>71</td> <td>8</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>574</td> </tr> </tbody> </table>	PCB廃棄物保管事業場への立入り状況(件)									南部	東近江	甲賀	湖東	湖北	高島	合計	H23年度	33	29	14	19	4	6	105	H24年度	29	34	13	25	12	9	122	H25年度	29	29	38	50	19	9	174	H26年度	37	4	19	34	71	8	173								574	<p>○PCB保管事業場数の減少 ⇒PCB保管事業場数は適正処理の推進により年々減少傾向。(H24末数)</p> <p>○国の「PCB廃棄物処理基本計画」の改定 ⇒H26.6.6に国の「PCB廃棄物処理基本計画」が改定され、高濃度PCB廃棄物の処理期限等が定まった。</p>	<p>○PCB廃棄物の掘り起こし調査 ・高濃度PCB廃棄物の処理期限が定まったことにより、期限内の適正な処理に向けてPCB廃棄物の掘り起こし調査が必要。</p> <p>○適正な処理に向けた情報の周知・指導 ・H27より処理が可能となった高濃度PCB含有の安定器等の期限内の適正な処理に向けた情報の周知・指導が必要。</p> <p>○県PCB廃棄物処理計画の見直し ・国の計画改定を踏まえて、県計画の見直しを予定。</p>																																																								
PCB廃棄物保管事業場への立入り状況(件)																																																																																																																				
	南部	東近江	甲賀	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																													
H23年度	33	29	14	19	4	6	105																																																																																																													
H24年度	29	34	13	25	12	9	122																																																																																																													
H25年度	29	29	38	50	19	9	174																																																																																																													
H26年度	37	4	19	34	71	8	173																																																																																																													
							574																																																																																																													

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																					
13	排出事業者や処理業者の優良化	<p>○優良化推進のための廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェスト普及を図る講習会等開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19から多数の排出事業者や環境関連事業者等が集まる「びわこ環境ビジネスメッセ」において導入方法やメリット、活用方法を解説するセミナーや操作体験セミナーを開催するとともに、電子マニフェスト普及拡大に向けてPRを継続実施し、電子マニフェスト普及率は徐々に上昇。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>電子マニフェストの普及率</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>紙マニフェスト (%)</th> <th>電子マニフェスト (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>84.6%</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>76.0%</td> <td>24.0%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>72.5%</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>67.4%</td> <td>32.6%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>62.7%</td> <td>37.3%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>61.3%</td> <td>38.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○優良産廃処理業者認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力または実績を有する者に対して優良認定等を実施している。</li> <li>(H27年3月末現在: 収集運搬業者84事業者、処分業者3事業者)</li> </ul>	年度	紙マニフェスト (%)	電子マニフェスト (%)	H20	84.6%	15.4%	H21	76.0%	24.0%	H22	72.5%	27.5%	H23	67.4%	32.6%	H24	62.7%	37.3%	H25	61.3%	38.7%	<p>○「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定</p> <p>⇒同計画に、電子マニフェスト普及率(利用割合)をH28において50%に拡大することが目標に掲げられた。</p> <p>○料金体系の改定</p> <p>⇒H24.4にマニフェストの交付枚数の少ない排出事業者の経済的負担の軽減を図るため、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者が加入しやすい料金体系に改められた。</p>	<p>○電子マニフェスト普及率の上昇割合が鈍化傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処理業者等の全てが導入しないと機能しないことやマニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の産廃処理業者にとっては、費用対効果を考えると導入メリットが小さいことなどから、その利用が進みにくく、普及率の上昇割合が鈍化傾向。</li> </ul> <p>○優良産廃処理業者認定制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き制度の普及に取り組む必要がある。</li> </ul>	<p>○三重県における電子マニフェスト普及に係る助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に本社、支社、営業所等の事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、H23.4.1からH24.2.10までに、新規に電子マニフェストシステムに加入し、H24.2.29までに電子マニフェストシステムを利用開始する場合に、加入料を全額助成する事業を実施。</li> <li>(H23.11末現在の加入料助成件数: 61件)</li> </ul>
年度	紙マニフェスト (%)	電子マニフェスト (%)																								
H20	84.6%	15.4%																								
H21	76.0%	24.0%																								
H22	72.5%	27.5%																								
H23	67.4%	32.6%																								
H24	62.7%	37.3%																								
H25	61.3%	38.7%																								
14	適正処理の体制確保(産業廃棄物等)	<p>○廃棄物処理法や適正処理推進要綱に基づく適切な指導実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とした「県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を定め、産業廃棄物の処理施設の設置等をしようとする事業者に対し事前協議の実施を義務付けている。</li> <li>・特に、生活環境影響調査の計画や結果は、滋賀県廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会における循環社会推進課および各環境事務所による意見交換や外部の有識者により構成する専門員会議において専門家からの意見および助言を得る等により、適切な指導を実施している。</li> <li>・また、当該要綱において、産業廃棄物処理施設設置者に排ガス等の検査結果の知事への報告を義務付けている。</li> </ul> <p>廃棄物処理施設に係る設置許可件数</p> <p>H23: 5件(一廃1、産廃4) H24: 0件 H25: 12件(一廃4、産廃8) H26: 7件(一廃2、産廃5)</p> <p>○産業廃棄物の県外からの流入・県外への搬出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度実績では、895千tが県外から流入し、292千tが県外へ搬出されている。</li> <li>・県外からの搬入量のうち、約772千tが中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしてはがれき類約500千t、汚泥約67千t、廃油約57千t、木くず約41千t、廃プラスチック類約21千tとなっており、そのほとんどが再生利用されているものと推測される。</li> </ul>		<p>○産業廃棄物の事前協議制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の効果や課題等を踏まえた検討が必要。</li> </ul>	<p>○産業廃棄物の事前協議制度</p> <p>⇒県域を超えて産業廃棄物を搬入する際、事前協議や届出等を条例等で義務付ける制度が35道県で導入(事前協議: 30、事前届出: 5)。近畿では和歌山のみ。</p> <p>⇒大阪湾フェニックス事業との関係から、廃棄物の広域処理の観点として、圏域に含まれる地域は、事前協議制等の搬入規制制度を設けないことが原則となっている。</p> <p>⇒事前協議制をとる県でも、廃棄物処理法の規制強化により、事前協議制度に規制緩和の動きがある。</p>																					
15	適正処理の体制確保(クリーンセンター滋賀)	<p>○(公財)滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンター滋賀の経営改善へ向けた基本方針を策定(H23.10)</li> <li>・県の資金支援は、投資的・財務的経費を対象に実施。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>出えん金</th> <th>施設整備補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,031,324</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>998,975</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>951,936</td> <td>131,645</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>880,623</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		出えん金	施設整備補助金	平成23年度	1,031,324		平成24年度	998,975	12,000	平成25年度	951,936	131,645	平成26年度	880,623		<p>○公社における「中期経営計画」の策定(H24.3)</p> <p>⇒年度経常収支の黒字確保と安定化</p> <p>⇒全体収支改善および廃棄物の安定的な受入継続に不可欠な第二期工事の早期実施</p> <p>⇒運営面における一層の安全・安心の確保</p> <p>○クリーンセンター滋賀に係る国費(施設整備費)の支援</p> <p>⇒H24: 12,000千円、H25: 131,645千円</p>	<p>○クリーンセンター滋賀への支援、残余容量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社における経営努力により、平成23年度から経常収支が黒字に転じ、債務超過を解消したものの、引き続き県の支援が必要。</li> <li>・H26における搬入量の大幅な増加(対前年度2.4倍)により、処分場の残余容量が急速に減少している状況。</li> </ul>							
	出えん金	施設整備補助金																								
平成23年度	1,031,324																									
平成24年度	998,975	12,000																								
平成25年度	951,936	131,645																								
平成26年度	880,623																									

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																																																																																																											
16	産業廃棄物の不法投棄撲滅	<p>○効果的な監視取締活動による未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携した路上検査(年8回)を実施し、未然防止のため効果的な監視取締活動を実施。</li> <li>民間パトロールや不法投棄通報110番、航空機による広域監視による投棄現場の早期発見と把握を実施。</li> <li>産業廃棄物不法投棄監視・指導員等によるパトロールや監視カメラの活用により、迅速な現地調査や行政指導等の早期対応を実施。</li> <li>地域住民等と協働により原状回復事業や監視・通報体制を確立するなど、不法投棄を許さない地域づくりを推進。</li> <li>住民の不安をおおる悪質巧妙化する事件について告発を行い、厳正に対応。</li> </ul> <p>件数 &lt;産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移&gt; %</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新規発生件数</th> <th>うち年度内解決数</th> <th>年度内解決率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12</td><td>321</td><td>158</td><td>49.2</td></tr> <tr><td>H13</td><td>313</td><td>174</td><td>55.6</td></tr> <tr><td>H14</td><td>324</td><td>205</td><td>63.3</td></tr> <tr><td>H15</td><td>290</td><td>194</td><td>66.9</td></tr> <tr><td>H16</td><td>246</td><td>174</td><td>70.7</td></tr> <tr><td>H17</td><td>260</td><td>197</td><td>75.8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>216</td><td>169</td><td>78.2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>237</td><td>173</td><td>73</td></tr> <tr><td>H20</td><td>216</td><td>151</td><td>69.9</td></tr> <tr><td>H21</td><td>147</td><td>118</td><td>80.3</td></tr> <tr><td>H22</td><td>205</td><td>155</td><td>75.6</td></tr> <tr><td>H23</td><td>158</td><td>123</td><td>77.8</td></tr> <tr><td>H24</td><td>176</td><td>152</td><td>86.4</td></tr> <tr><td>H25</td><td>128</td><td>114</td><td>89.1</td></tr> <tr><td>H26</td><td>115</td><td>102</td><td>88.7</td></tr> </tbody> </table>	年度	新規発生件数	うち年度内解決数	年度内解決率	H12	321	158	49.2	H13	313	174	55.6	H14	324	205	63.3	H15	290	194	66.9	H16	246	174	70.7	H17	260	197	75.8	H18	216	169	78.2	H19	237	173	73	H20	216	151	69.9	H21	147	118	80.3	H22	205	155	75.6	H23	158	123	77.8	H24	176	152	86.4	H25	128	114	89.1	H26	115	102	88.7	<p>○高島市鴨川木くず不法投棄事案(H25.9認知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H25.3~4にかけ、鴨川に放射性セシウムに汚染された木くずが敷設・放置された事案が発生し、撤去、法的措置等を実施。</li> </ul> <p>○旧RD最終処分場問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H11の硫化水素検出、H13のRD社に対する改善命令等を経て、県としての対応方針に基づく取組を実施。</li> <li>現在、旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催や、二次対策工事、処分場の適正監視、関係者等に対する法に基づく対応など、問題解決に向けた取組を実施。</li> </ul>	<p>○改善がなされない持続案件(放置案件)の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄等の件数は、年々減少傾向で、新規に把握した不適正事案の解決率も高い状況(85%以上)にある反面、改善がなされない持続案件(放置案件)が徐々に増加。</li> <li>改善に向け、迅速かつ適正な指導等の是正措置が求められる。</li> </ul> <p>○監視体制や未然防止対策のさらなる強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他法令所管部局や市町等と緊密な連携による監視体制の強化や、未然防止対策の強化が必要。</li> <li>土砂条例について、効果や課題等を踏まえた検討が必要。</li> </ul>	<p>○土砂条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地を土砂等で埋め立てる行為を事前許可または届出制により規制する条例(=土砂条例)が、20府県で制定(本県では未制定)</li> <li>県内市町では、H18.3大津市(許可制)、H19.10高島市(許可制)、H20.10野洲市(許可制)、H25.4愛荘町(許可制)が制定</li> </ul>																																																											
年度	新規発生件数	うち年度内解決数	年度内解決率																																																																																																																													
H12	321	158	49.2																																																																																																																													
H13	313	174	55.6																																																																																																																													
H14	324	205	63.3																																																																																																																													
H15	290	194	66.9																																																																																																																													
H16	246	174	70.7																																																																																																																													
H17	260	197	75.8																																																																																																																													
H18	216	169	78.2																																																																																																																													
H19	237	173	73																																																																																																																													
H20	216	151	69.9																																																																																																																													
H21	147	118	80.3																																																																																																																													
H22	205	155	75.6																																																																																																																													
H23	158	123	77.8																																																																																																																													
H24	176	152	86.4																																																																																																																													
H25	128	114	89.1																																																																																																																													
H26	115	102	88.7																																																																																																																													
17	3R取組強化のための「見える化」	<p>○3R取組強化のための「見える化」推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ減量・資源化情報」HPによる情報提供</li> <li>「びわ湖環境ビジネスメッセ」への出展</li> </ul>		<p>○3R取組強化のための「見える化」推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き取組が必要。</li> </ul>																																																																																																																												
18	散在性ごみ対策	<p>○環境美化運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみの散乱防止に関する条例」に定められている年3回(5月30日、7月1日、12月1日)の「環境美化の日」を基準日として県民、事業者、県、市町が一体となって環境美化活動を実施。</li> <li>琵琶湖岸漂着物対策支援事業として、①湖岸6箇所の漂着物の種類・量の把握調査、②琵琶湖岸漂着物美化活動研究会におけるボランティアと行政の連携による漂着物の回収・処理の仕組み検討(ボランティア向け手引の作成)を実施。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみの量</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>1,305トン</td><td>H23 261,816人</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,388トン</td><td>H24 226,015人</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,885トン</td><td>H25 266,641人</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,646トン</td><td>H26 249,478人</td></tr> </tbody> </table> <p>○淡海エコフオスター制度</p> <p>道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃を行う県民、事業者等に対してボランティア保険の支援等を実施(建設企業は県土木交通部の入札参加者資格審査において加点申請ができる)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加団体数</td> <td>255</td> <td>406</td> <td>478</td> <td>501</td> <td>510</td> <td>524</td> <td>484</td> <td>476</td> <td>464</td> <td>428</td> <td>412</td> </tr> </tbody> </table> <p>○環境美化監視員による啓発・巡回活動</p> <p>県下7か所に環境美化監視員を配置し、巡回・監視・啓発活動により、ポイ捨て防止の呼びかけを実施。</p> <p>ポイ捨てごみ量(平均個数)</p> <p>100mまたは1000㎡1日あたりのポイ捨てごみの量(平均個数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他</th> <th>廃プラスチック</th> <th>紙くず</th> <th>空き容器</th> <th>たばこの吸い殻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>5</td><td>10</td><td>2</td><td>24</td><td>43</td></tr> <tr><td>H15</td><td>3</td><td>9</td><td>2</td><td>21</td><td>36</td></tr> <tr><td>H16</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>14</td><td>27</td></tr> <tr><td>H17</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>14</td><td>24</td></tr> <tr><td>H18</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td><td>12</td><td>23</td></tr> <tr><td>H19</td><td>4</td><td>9</td><td>2</td><td>9</td><td>16</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2</td><td>9</td><td>2</td><td>9</td><td>16</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>7</td><td>12</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td><td>8</td><td>14</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td><td>8</td><td>15</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1</td><td>9</td><td>2</td><td>9</td><td>16</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>7</td><td>11</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td><td>8</td><td>13</td></tr> </tbody> </table>		ごみの量	参加人数	H23	1,305トン	H23 261,816人	H24	1,388トン	H24 226,015人	H25	1,885トン	H25 266,641人	H26	1,646トン	H26 249,478人		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	参加団体数	255	406	478	501	510	524	484	476	464	428	412	年度	その他	廃プラスチック	紙くず	空き容器	たばこの吸い殻	H14	5	10	2	24	43	H15	3	9	2	21	36	H16	4	4	2	14	27	H17	6	6	2	14	24	H18	3	5	2	12	23	H19	4	9	2	9	16	H20	2	9	2	9	16	H21	1	7	2	7	12	H22	1	8	2	8	14	H23	1	8	2	8	15	H24	1	9	2	9	16	H25	1	7	2	7	11	H26	1	8	2	8	13	<p>○市町における条例の制定状況</p> <p>⇒H23「米原市環境美化条例」、H25「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」など県下16市町で条例制定(H27.4.1時点)</p>	<p>○散在性ごみの減少傾向が横ばい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>散在性ごみ定点観測調査では、散在性ごみの量はH14年度と比較しH26年度は約7割減となったが、H19以降はほぼ横ばい。</li> </ul> <p>○淡海エコフオスター団体の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木交通部の入札参加資格審査において加点を申請している企業以外の団体数が減少。</li> <li>※H21まで参加団体数が増加したが、H21をもって各団体に対する補助金交付を終了し、以後ボランティア保険に県が一括加入する支援を実施しているが、参加団体数は減少傾向。</li> </ul> <p>○若年・青年層のポイ捨て防止に関する活動への若年・青年層の参加率が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイ捨てごみの県民アンケート調査によると、30歳代までの若年・青年層のポイ捨て防止に関する活動への参加率が、40歳代以降と比較して低い。</li> <li>環境美化活動への新たな層として、特に若年・青年層の参加促進が課題。</li> </ul>	
	ごみの量	参加人数																																																																																																																														
H23	1,305トン	H23 261,816人																																																																																																																														
H24	1,388トン	H24 226,015人																																																																																																																														
H25	1,885トン	H25 266,641人																																																																																																																														
H26	1,646トン	H26 249,478人																																																																																																																														
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																					
参加団体数	255	406	478	501	510	524	484	476	464	428	412																																																																																																																					
年度	その他	廃プラスチック	紙くず	空き容器	たばこの吸い殻																																																																																																																											
H14	5	10	2	24	43																																																																																																																											
H15	3	9	2	21	36																																																																																																																											
H16	4	4	2	14	27																																																																																																																											
H17	6	6	2	14	24																																																																																																																											
H18	3	5	2	12	23																																																																																																																											
H19	4	9	2	9	16																																																																																																																											
H20	2	9	2	9	16																																																																																																																											
H21	1	7	2	7	12																																																																																																																											
H22	1	8	2	8	14																																																																																																																											
H23	1	8	2	8	15																																																																																																																											
H24	1	9	2	9	16																																																																																																																											
H25	1	7	2	7	11																																																																																																																											
H26	1	8	2	8	13																																																																																																																											

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																																				
19	容器包装リサイクル法	<p>○容器包装リサイクル法 ※H9施行、H18.6改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町による分別収集(消費者による分別排出)および分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収リサイクルシステムが規定。</li> <li>・質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設(H20開始)。</li> <li>・容器包装リサイクル法に基づき、県内市町の分別収集計画を集約するとともに、県民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化に努め、廃棄物の減量および資源化を推進することを目的とした「滋賀県分別収集促進計画」(第7期)を策定(H25)</li> </ul> <p>【本県の容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の状況】(単位:t)</p>		<p>○滋賀県分別収集促進計画(第8期)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28に策定予定</li> </ul> <p>○廃ペットボトル等の分別基準適合物の指定法人以外の事業者への引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が、分別収集したペットボトルを指定法人以外の事業者へ引き渡す場合は、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認するとともに、容器包装廃棄物の処理状況を住民に情報提供することが必要とされているが、十分な情報提供を実施していない市町がある。</li> </ul>																																																					
20	家電リサイクル法	<p>○家電リサイクル法 ※H13施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業者による回収および回収された使用済み家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の家電4品目)の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定。</li> </ul> <p>全国の指定引取場所における引取台数【平成24年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>引取台数(千台)</th> <th>構成比</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>2,360</td> <td>約21%</td> <td>+0.8%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管テレビ</td> <td>2,283</td> <td>約20%</td> <td>▲71.0%</td> </tr> <tr> <td>液晶・プラズマテレビ</td> <td>493</td> <td>約5%</td> <td>▲17.7%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫・冷凍庫</td> <td>2,919</td> <td>約26%</td> <td>+2.7%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機・衣類乾燥機</td> <td>3,145</td> <td>約28%</td> <td>▲0.2%</td> </tr> <tr> <td>4品目合計</td> <td>11,200</td> <td>-</td> <td>▲33.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>再商品化率【直近3年実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>88%</td> <td>89%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管テレビ</td> <td>85%</td> <td>79%</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>液晶・プラズマテレビ</td> <td>79%</td> <td>83%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫・冷凍庫</td> <td>76%</td> <td>79%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機・衣類乾燥機</td> <td>86%</td> <td>87%</td> <td>86%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H21より、液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機が対象機器に追加</p> <p>【廃家電4品目の不法投棄状況】</p>		引取台数(千台)	構成比	前年比	エアコン	2,360	約21%	+0.8%	ブラウン管テレビ	2,283	約20%	▲71.0%	液晶・プラズマテレビ	493	約5%	▲17.7%	冷蔵庫・冷凍庫	2,919	約26%	+2.7%	洗濯機・衣類乾燥機	3,145	約28%	▲0.2%	4品目合計	11,200	-	▲33.4%		H22	H23	H24	エアコン	88%	89%	91%	ブラウン管テレビ	85%	79%	82%	液晶・プラズマテレビ	79%	83%	87%	冷蔵庫・冷凍庫	76%	79%	80%	洗濯機・衣類乾燥機	86%	87%	86%		<p>○廃家電の不法投棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電がある。減少傾向にはあるが、依然として多い。</li> </ul> <p>○違法な無料回収業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の阻害要因となる違法な無料回収業者への対策が制度の運用における課題となっている。</li> </ul> <p>○小型家電リサイクル法の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電リサイクルの推進に向けて、制度の定着が図られる必要がある。</li> </ul>	
	引取台数(千台)	構成比	前年比																																																						
エアコン	2,360	約21%	+0.8%																																																						
ブラウン管テレビ	2,283	約20%	▲71.0%																																																						
液晶・プラズマテレビ	493	約5%	▲17.7%																																																						
冷蔵庫・冷凍庫	2,919	約26%	+2.7%																																																						
洗濯機・衣類乾燥機	3,145	約28%	▲0.2%																																																						
4品目合計	11,200	-	▲33.4%																																																						
	H22	H23	H24																																																						
エアコン	88%	89%	91%																																																						
ブラウン管テレビ	85%	79%	82%																																																						
液晶・プラズマテレビ	79%	83%	87%																																																						
冷蔵庫・冷凍庫	76%	79%	80%																																																						
洗濯機・衣類乾燥機	86%	87%	86%																																																						
21	小型家電リサイクル法	<p>○小型家電リサイクル法 ※H25施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み小型電子機器の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する制度。</li> <li>・法に基づく回収スキームは、事業主体である市町が、国が認定する「認定事業者」に回収した小型家電を引渡し、認定事業者が責任をもってリサイクルするという枠組み。</li> <li>・県内19市町のうち、16市町で制度導入(平成27年度予定含む)</li> </ul> <p>平成27年度: 近江八幡市、栗東市、野洲市、高島市、湖南市および日野町の5市1町で実施予定 平成26年度: 彦根市、長浜市、米原市、甲賀市、竜王町、多賀町、東近江市、愛荘町、甲良町および豊郷町の5市5町で実施</p>	<p>○小型家電リサイクル法施行(H25.4)</p> <p>⇒携帯電話やデジカメ等の小型家電の再資源化を促進</p> <p>我が国における小型家電リサイクル法に基づく回収実績【H25年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回収量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定事業者</td> <td>13,326</td> </tr> <tr> <td>その他使用済み小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者</td> <td>10,735</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,061</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回収量(t)	認定事業者	13,326	その他使用済み小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者	10,735	合計	24,061	<p>○「富山型使用済み小型家電等のリサイクル推進モデル事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県は、モデル事業に参画する自治体に常設回収ステーション整備費を助成(1/2)</li> </ul>																																													
区分	回収量(t)																																																								
認定事業者	13,326																																																								
その他使用済み小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者	10,735																																																								
合計	24,061																																																								

番号	項目	現状	主な環境変化	課題	他県・他市における参考となる取組																																																																																																																																													
22	自動車リサイクル法	<p>○自動車リサイクル法 ※H17施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル型社会構築のため、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を規定。</li> <li>県内の自動車保有車両数は約97万台で全国の1.3%にあたるが、引取工程、フロン類回収工程および解体工程の件数の全国比は保有車両数の全国比の半以下。H23の各工程の件数から比べると、H24およびH25の各件数は増加。また、破碎工程の件数は他の工程の各件数を大きく上回っており、使用済自動車のリサイクルが県域を越えて行われていることが伺える。</li> </ul> <p>我が国における自動車破碎残さ等の再資源化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車破碎残さ</td> <td>93.3%</td> <td>70%(H27～)</td> </tr> <tr> <td>エアバッグ類</td> <td>93.6%</td> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【自動車の引取工程等の件数】 ※引取工程等(単位:千件) ※自動車保有台数(単位:台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">引取工程</th> <th colspan="2">フロン類回収工程</th> <th colspan="2">解体工程</th> <th colspan="2">破碎工程</th> <th colspan="2">合計</th> <th colspan="2">自動車保有車両数</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>全国比</th> <th>件数</th> <th>全国比</th> <th>件数</th> <th>全国比</th> <th>件数</th> <th>全国比</th> <th>件数</th> <th>全国比</th> <th>四輪計</th> <th>全国比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">滋賀県</td> <td>h23</td> <td>13.4</td> <td>0.5%</td> <td>7.6</td> <td>0.3%</td> <td>9.1</td> <td>0.3%</td> <td>100.7</td> <td>1.9%</td> <td>130.8</td> <td>1.0%</td> <td>944,448</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>h24</td> <td>15.9</td> <td>0.5%</td> <td>8.8</td> <td>0.3%</td> <td>10.3</td> <td>0.3%</td> <td>139.5</td> <td>2.3%</td> <td>174.5</td> <td>1.1%</td> <td>953,721</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>h25</td> <td>14.6</td> <td>0.4%</td> <td>8.3</td> <td>0.3%</td> <td>9.5</td> <td>0.3%</td> <td>141.9</td> <td>2.3%</td> <td>174.3</td> <td>1.1%</td> <td>962,032</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>h26</td> <td></td> <td>972,684</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全国</td> <td>h23</td> <td>2,963.6</td> <td></td> <td>2,441.7</td> <td></td> <td>3,083.2</td> <td></td> <td>5,177.2</td> <td></td> <td>13,665.7</td> <td></td> <td>75,149,969</td> <td></td> </tr> <tr> <td>h24</td> <td>3,405.7</td> <td></td> <td>2,900.0</td> <td></td> <td>3,567.8</td> <td></td> <td>6,053.5</td> <td></td> <td>15,927.0</td> <td></td> <td>75,609,883</td> <td></td> </tr> <tr> <td>h25</td> <td>3,433.4</td> <td></td> <td>2,974.5</td> <td></td> <td>3,587.7</td> <td></td> <td>6,064.5</td> <td></td> <td>16,060.1</td> <td></td> <td>76,089,675</td> <td></td> </tr> <tr> <td>h26</td> <td></td> <td>76,696,825</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H23	目標値	自動車破碎残さ	93.3%	70%(H27～)	エアバッグ類	93.6%	85%			引取工程		フロン類回収工程		解体工程		破碎工程		合計		自動車保有車両数		件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	四輪計	全国比	滋賀県	h23	13.4	0.5%	7.6	0.3%	9.1	0.3%	100.7	1.9%	130.8	1.0%	944,448	1.3%	h24	15.9	0.5%	8.8	0.3%	10.3	0.3%	139.5	2.3%	174.5	1.1%	953,721	1.3%	h25	14.6	0.4%	8.3	0.3%	9.5	0.3%	141.9	2.3%	174.3	1.1%	962,032	1.3%	h26											972,684	1.3%	全国	h23	2,963.6		2,441.7		3,083.2		5,177.2		13,665.7		75,149,969		h24	3,405.7		2,900.0		3,567.8		6,053.5		15,927.0		75,609,883		h25	3,433.4		2,974.5		3,587.7		6,064.5		16,060.1		76,089,675		h26											76,696,825		○中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会 (H27.3.12) ⇒使用済自動車の全体のリサイクル率が100%に近い水準を達成した等を踏まえ、今後は優先順位の高いリデュース・リユースの取組強化やリサイクルの質の向上を推進していくことが求められている等の背景から、自動車における3Rの推進・質の向上の論点整理等が行われた。	○引き続き適正な運用が必要	
	H23	目標値																																																																																																																																																
自動車破碎残さ	93.3%	70%(H27～)																																																																																																																																																
エアバッグ類	93.6%	85%																																																																																																																																																
		引取工程		フロン類回収工程		解体工程		破碎工程		合計		自動車保有車両数																																																																																																																																						
		件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	件数	全国比	四輪計	全国比																																																																																																																																					
滋賀県	h23	13.4	0.5%	7.6	0.3%	9.1	0.3%	100.7	1.9%	130.8	1.0%	944,448	1.3%																																																																																																																																					
	h24	15.9	0.5%	8.8	0.3%	10.3	0.3%	139.5	2.3%	174.5	1.1%	953,721	1.3%																																																																																																																																					
	h25	14.6	0.4%	8.3	0.3%	9.5	0.3%	141.9	2.3%	174.3	1.1%	962,032	1.3%																																																																																																																																					
	h26											972,684	1.3%																																																																																																																																					
全国	h23	2,963.6		2,441.7		3,083.2		5,177.2		13,665.7		75,149,969																																																																																																																																						
	h24	3,405.7		2,900.0		3,567.8		6,053.5		15,927.0		75,609,883																																																																																																																																						
	h25	3,433.4		2,974.5		3,587.7		6,064.5		16,060.1		76,089,675																																																																																																																																						
	h26											76,696,825																																																																																																																																						
23	建設リサイクル法	<p>○建設リサイクル法 ※H14施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事受注社による分別解体およびリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続等が規定。</li> <li>本県では建設部局(土木事務所等)、環境部局(環境事務所)、労働基準監督署とともに建設リサイクル法のパトロール(立入調査)を行っているが、建設リサイクル法に基づく助言、勧告、命令の発出までは至っていない。</li> </ul> <p>我が国における建設廃棄物のリサイクル率【H24年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24実績</th> <th>建設リサイクル推進計画2008 H27中期的目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>99.3%</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>99.5%</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>89.2%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>57.1%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>滋賀県内の特定建設資材廃棄物での再資源化等の指導状況(環境部局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>h24</th> <th>h25</th> <th>h26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建リ法第18条第2項に基づく申告の受付</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建リ法第19条に基づく助言</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建リ法第19条に基づく勧告</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建リ法第20条に基づく命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建リ法第42条第2項に基づく報告の徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建リ法第43条第1項に基づく立入検査(件数)</td> <td>32</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>パトロール延べ人数(人・時間)</td> <td>155.5</td> <td>132.8</td> <td>125.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(パトロール延べ人数)=(人数)×(パトロール時間)</p>	区分	H24実績	建設リサイクル推進計画2008 H27中期的目標	コンクリート塊	99.3%	98%以上	アスファルト・コンクリート塊	99.5%	98%以上	建設発生木材	89.2%	80%	建設混合廃棄物	57.1%	—	年度	h24	h25	h26	建リ法第18条第2項に基づく申告の受付	0	0	0	建リ法第19条に基づく助言	0	0	0	建リ法第19条に基づく勧告	0	0	0	建リ法第20条に基づく命令	0	0	0	建リ法第42条第2項に基づく報告の徴収	0	0	0	建リ法第43条第1項に基づく立入検査(件数)	32	25	26	パトロール延べ人数(人・時間)	155.5	132.8	125.3		○引き続き適正な運用が必要																																																																																															
区分	H24実績	建設リサイクル推進計画2008 H27中期的目標																																																																																																																																																
コンクリート塊	99.3%	98%以上																																																																																																																																																
アスファルト・コンクリート塊	99.5%	98%以上																																																																																																																																																
建設発生木材	89.2%	80%																																																																																																																																																
建設混合廃棄物	57.1%	—																																																																																																																																																
年度	h24	h25	h26																																																																																																																																															
建リ法第18条第2項に基づく申告の受付	0	0	0																																																																																																																																															
建リ法第19条に基づく助言	0	0	0																																																																																																																																															
建リ法第19条に基づく勧告	0	0	0																																																																																																																																															
建リ法第20条に基づく命令	0	0	0																																																																																																																																															
建リ法第42条第2項に基づく報告の徴収	0	0	0																																																																																																																																															
建リ法第43条第1項に基づく立入検査(件数)	32	25	26																																																																																																																																															
パトロール延べ人数(人・時間)	155.5	132.8	125.3																																																																																																																																															
24	食品リサイクル法	<p>○食品リサイクル法 ※H13施行、H19改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の排出抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的に、食品関連事業者などが取り組むべきことが規定。</li> <li>県内を所在地とする食品関連事業者等について、法第19条第1項あるいは第20条第1項の規定に基づき再生利用事業計画が認定された場合などに、国(厚労・農水・経産・環境連名)から県に対し、認定内容の通知および管轄市町への周知依頼があることから、同内容を管轄市町に通知。</li> </ul> <p>我が国の食品循環資源の再生利用等実施率【H25年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">発生量(万t)</th> <th rowspan="2">業種別実施率目標(%)</th> <th colspan="6">再生利用等実施率(%)</th> <th rowspan="2">熱回収</th> <th rowspan="2">減量</th> </tr> <tr> <th>発生抑制</th> <th>再生利用</th> <th colspan="3">(用途別仕向先)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>飼料</td> <td>肥料</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>1,594</td> <td>85</td> <td>95</td> <td>12</td> <td>69</td> <td>75</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>2.2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>21</td> <td>70</td> <td>58</td> <td>14</td> <td>39</td> <td>26</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>0.4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>124</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>13</td> <td>32</td> <td>43</td> <td>34</td> <td>23</td> <td>0.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>188</td> <td>40</td> <td>25</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>0.0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,927</td> <td>—</td> <td>85</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>73</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>1.8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発生量(万t)	業種別実施率目標(%)	再生利用等実施率(%)						熱回収	減量	発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)								飼料	肥料	その他			食品製造業	1,594	85	95	12	69	75	17	7	2.2	12	食品卸売業	21	70	58	14	39	26	48	25	0.4	4	食品小売業	124	45	45	13	32	43	34	23	0.1	0	外食産業	188	40	25	6	15	35	37	29	0.0	3	計	1,927	—	85	11	61	73	19	8	1.8	10		○引き続き適正な運用が必要																																																													
区分	発生量(万t)	業種別実施率目標(%)				再生利用等実施率(%)								熱回収	減量																																																																																																																																			
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)																																																																																																																																													
					飼料	肥料	その他																																																																																																																																											
食品製造業	1,594	85	95	12	69	75	17	7	2.2	12																																																																																																																																								
食品卸売業	21	70	58	14	39	26	48	25	0.4	4																																																																																																																																								
食品小売業	124	45	45	13	32	43	34	23	0.1	0																																																																																																																																								
外食産業	188	40	25	6	15	35	37	29	0.0	3																																																																																																																																								
計	1,927	—	85	11	61	73	19	8	1.8	10																																																																																																																																								